

平成 15 年 5 月 16 日

四国財務局

株式会社四国銀行に対する行政処分について

(局長談話)

1. 本日、株式会社四国銀行に対して、金融庁から、銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、法令等遵守に関する業務改善命令が発出された。
2. 同行は、顧客とのリレーションシップに立脚した地域金融機関として、顧客からの信頼を保持し、地域経済の発展に寄与することが期待されているところである。
こうした中、同行において、法令等遵守に係る厳格な経営姿勢が徹底されず、全行的な法令等遵守態勢の確立に関し取締役会等が十分に機能を果たしていないなど、法令等遵守態勢に係る内部管理態勢に重大な問題が認められ、金融庁から業務改善命令を受けたことは、誠に遺憾である。
3. 今後、同行は法令等遵守に係る内部管理態勢の充実・強化に向けた改善計画を策定し、実施していくこととなるが、四国財務局としては、改善に向けた実効性ある計画が策定され、それが着実に実施されるよう、厳正に対処してまいりたい。

連絡・問い合わせ先

四国財務局 理財部 金融監督第一課

Tel:087-831-2131(内線 341)

Fax:087-862-8798

四国財務局 高知財務事務所 理財課

Tel:088-822-9177(内線 35)

Fax:088-823-8335